

# ○条例の一部改正について

## 「福島県県道の構造の技術的基準を定める条例」の一部を改正する条例

(施行日：令和3年10月12日)

### 1 背景

「道路法等の一部を改正する法律案（R2.5.20 成立、5.27 公布）R2.11.25 施行」により、「福島県県道の構造の技術的基準を定める条例（H25.4.1 施行）」の一部を改正することとなった。

### 2 一部改正の概要

#### (1) 『歩行者利便増進道路』として、賑わいのある道路空間を構築するための道路の指定制度の創設

##### ① 歩行者の利便増進のための構造基準の策定

歩道等の中に、“歩行者の利便増進を図る空間”を定めることが可能となった。

##### ② 利便増進のための占用を誘導する仕組みの導入

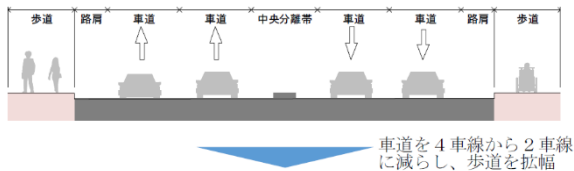
占用者を幅広く公募し、民間の創意工夫を活用した空間づくりが可能となった。

#### 効果

「道路空間を街の活性化に活用したい」「歩道にカフェやベンチを置いてゆっくり滞在できる空間にしたい」等のニーズに対応できる。

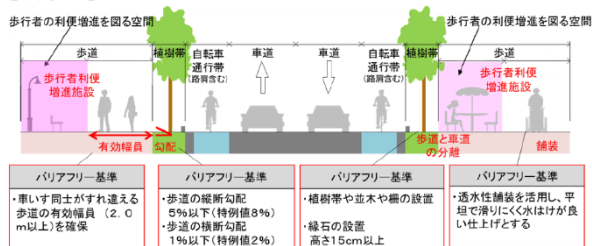
#### 【新たな構造基準のイメージ】

##### 【現行】



車道を4車線から2車線に減らし、歩道を拡幅

##### 【改築後】



#### (2) 自動運転を補助する施設の道路空間への整備

自動運転車の運行を補助する施設（磁気マーカ等）を道路附属物・占用物件として位置付けた。

